



外国人住民の皆さまへ To foreign inhabitants

外国人住民の登録制度が変わります (7月9日(月)から施行)

Registration system of foreign inhabitants is changed. (it takes effect on Monday, July 9)

法律の改正に伴い、7月9日(月)から、外国人住民の登録制度が変更になります。

これにより、外国人登録制度は廃止され、外国人住民の皆様は住民基本台帳制度の対象となります。

市民生活課戸籍住民係 ☎0824-73-1157

外国人住民の方にとって利便性が向上します
We take it towards foreign inhabitants, and convenience improves

外国人住民の方にも住民票を作成しますので、外国人と日本人で構成する世帯の方にも、世帯全員が記載された住民票の写しなどが発行できるようになります。

住民基本台帳は、住民に関する事務処理の基礎となるので、転入届などにより、国民健康保険等各種行政サービスの届け出が一本化され手続きが簡素化されます。

証明書などが更新されます
Certificates, etc. will be updated

特別永住者には、市町村で「特別永住者証明書」が、中長期在留者には、入国管理局で「在留カード」が交付されます。現在の「外国人登録証明書」は7月以降、一定期間(表参照)「特別永住者証明書」または「在留カード」としてみなされます。

また、特別永住者証明書、在留カードは事前に交付申請ができます。受け付け窓口は、特別永住者は市役所、中長期在留者は地方入国管理局(広島入国管理局)になります。(ただし、特別永住者証明書の受け取りは7月9日(月)以降になる予定です。)

●特別永住者証明書の事前申請に必要なもの
旅券、外国人登録証明書、写真1枚(4cm×3cm、3カ月以内に撮影したもの)

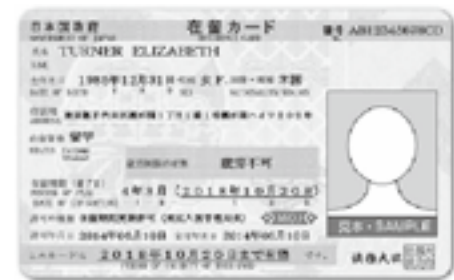
●申請受け付け

市民生活課戸籍住民係
または各支所市民生活室

※在留カードは広島入国管理局(☎082-2221-4411)へ問い合わせてください。

(表)

対象区分	更新時期
特別永住者	次回確認日までに、市役所で交付申請を行ってください。
永住者	改正後3年以内に、地方入国管理局で交付申請を行ってください。
上記以外	改正後の在留資格または在留期間の更新時に、地方入国管理局で在留カードが交付されます。



仮住民票を5月に送付します
We send temporary Proof of Residence (2012) in May in 2012

外国人住民票の作成対象者の方には、外国人登録原票を基にして世帯ごとに仮住民票を作成して送付します。

発送時期は5月中旬以降を予定していますので、内容をご確認ください。実際は新しい住所に引っ越ししていても役所に届け出ていない方は、住所が確認できないため住民票が作成されない場合があります。住民票は、仮住民票に記載された内容で作成しますので、仮住民票の通知内容が実際とは異なる(世帯構成員の中に住所変更などがある)場合には、速やかに届け出をお願いします。